

## 各論

## 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

## 第5章 医療保険

## 第1節 医療保険制度の現状と動向

## 1 医療保険の一般概況

## (1) 医療保険制度の概要

わが国の医療保険制度は、被用者を対象とする制度としては、一般被用者を対象とする健康保険制度(政府が管掌する政府管掌健康保険と企業ごとにまたは企業がより集まって組織する健康保険組合が管掌する組  
合管掌健康保険から成っている。)、船員を対象とする船員保険制度、日雇労働者を対象とする日雇労働者健  
康保険制度、公務員およびこれに準ずる者を対象とする国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企  
業体職員等共済組合および私立学校教職員共済組合の各種共済組合制度があり、一般地域住民を対象とす  
る制度としては、国民健康保険制度があり、すべての国民が何らかの保険制度の対象となる国民皆保険の体  
制が整っている。

それぞれの制度の対象者数は第1-5-1表にみるとおりであるが、一般被用者を対象とする健康保険制度が最  
も多くの対象者を有しており、ついで一般地域住民を対象とする国民健康保険制度となつている。

第1-5-1表 各種医療保険制度適用人員一覧表

第1-5-1表 各種医療保険制度適用人員一覧表  
(46年3月末現在)

	被保険者数	被扶養者数	計	比率
	千人	千人	千人	%
健康保険	22,880	24,376	47,256	45.6
政府管掌健康保険	13,183	12,837	26,020	25.1
組管掌健康保険	9,697	11,539	21,236	20.5
船員保険	262	479	741	0.7
日雇労働者健康保険	629	546	1,175	1.1
各種共済組	4,370	6,726	11,096	10.7
被用者保険小計	28,141	32,127	60,268	58.2
国民健康保険	43,363	.	43,363	41.8
計	—	—	103,631	100.0

## (2) 医療保険の抜本改正

44年8月、政府は永年の懸案であつた医療保険の抜本改正について、社会保険審議会および社会保障制度審議会に対して諮問を行ない、爾来両審議会においてその検討が続けられてきた。両審議会は、医療保険制度の抜本改正の論議にあつては、その基盤をなす健康管理制度、医療制度、薬事制度等について検討することが不可欠であるとして、医療保険制度に関する議論に先だつて、これら制度の検討に入り、社会保険審議会は、45年10月31日「医療保険の前提問題(関連諸制度)に関する意見書」を提出した。その後両審議会は審議を続けたが、抜本改正の問題はきわめて広範多岐にわたるといふ事情もあるため、45年末の予算編成時に至つても、両審議会の答申は出ないままであつた。

一方、抜本改正については、44年の健康保険法の一部改正に際して、二年後には抜本改正に着手すべき旨を明らかにした経緯もあり、また、政府管掌健康保険の財政状況は悪化の一途をたどり、放置することは許されない状況となつたので、政府は、審議会の答申を待たず、46年度から抜本改正に着手することとし、予算編成の段階において案を固めて、46年1月4日両審議会に諮問、2月17日答申を得て健康保険法等一部改正法案を国会に提出した。

法案の内容は、つぎのとおりである。

### ア 退職者継続医療給付制度の創設

健康保険に15年以上加入していた者が、55歳以後退職した場合は、退職後少なくとも5年間は従前の健康保険に引き続き加入しうるものとし、退職前と同様10割の療養の給付を受けうるものとする。

イ 70歳以上の被扶養者の給付割合を現行の5割から7割に引き上げる。

ウ 被保険者本人について、再診を受ける際に100円の一部負担金を6か月間支払うこととするほか、入院時一部負担金を現行1か月1日当たり60円から6か月1日当たり150円に改める。

### エ 標準報酬制度の合理化

標準報酬の区分を最近における給与の実態に即して改めるとともに、前年に支給された賞与の一部を報酬月額に加えて標準報酬を決定することとする。

オ 社会保険庁長官は、47年度以降、政府管掌健康保険事業に要する費用に過不足を生じたときは、社会保険審議会の意見を聞いて、1,000分の80を限度として、保険料率を弾力的に調整できることとする。

カ 政府管掌健康保険に対し、新たに、定率制の国庫補助を法律上導入することとする。

キ 船員保険法についても、健康保険法に準じた改正を行なう。

ク 政府管掌健康保険における累積赤字を46年度限り棚上げし、これを一般会計からの繰り入れによつて補てんする方途を講ずるとともに新規の借入を限定する等の措置を講ずることとする。

法案は、2月17日国会に提出されたが、統一地方選挙が会期中に行なわれたこと、会期後に参議院議員選挙を控えていたこと等により、実質的に審議期間が短かつたこともあつて、3月19日衆議院本会議において趣旨説明を行なつた後、社会労働委員会に付託されたものの、5月24日国会終了とともに、審議未了となつた。

両審議会は、その後、抜本改正に関する審議を再開し、9月ないし10月に答申することを目途に審議を続けている。

この間、後述のごとく、健康保険法の抜本改正近代化が遅れていること等を理由として、7月1日から1か月にわたつて、保険医辞退が行なわれた。この保険医辞退問題が、厚生大臣と日本医師会長との3回の会談と、総理大臣、厚生大臣および日本医師会長の会談によつて終了した際の了解事項において、所要の法案を次期通常国会に提出することとされたので、今後、抜本改正は両審議会の答申を基に急速な展開をみせることとな

ろう。

### (3) 医療保険の財政状況

政府管掌健康保険や船員保険などの各種保険の財政状況は、つぎのとおりである。

政府管掌健康保険の40年度から45年度までの財政状況は、第1-5-2表のとおりであり、42年度以降は、「健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律」(以下「健保特例法」という。)の影響もあつて赤字額も42年度58億円、43年度24億円、44年度56億円と減少し、収支の状況は小康状態を保っていたが、45年度においては、45年2月および7月に診療報酬の引き上げが行なわれたことから単年度で、383億円の赤字が生じ、同年度末における累積赤字は、実に1,786億円にも達することとなつた。

第1-5-2表 政府管掌健康保険財政状況

第1-5-2表 政府管掌健康保険財政状況  
(単位：億円)

	40年度	41	42	43	44	45
収入	2,242	2,887	3,526	4,141	4,749	5,471
支出	2,740	3,153	3,584	4,165	4,805	5,854
単年度赤字	△ 497	△ 266	△ 58	△ 24	△ 56	△ 383
累積赤字	△ 669	△ 978	△ 1,099	△ 1,187	△ 1,319	△ 1,786

厚生省保険局調べ

船員保険においては、41年度に3億9,000万円であつた単年度赤字は、42年度に4億9,000万円の黒字に転じ、以後財政状況は良好で、45年度末における黒字の額は、19億円となつている。

組合管掌健康保険の財政状況は第1-5-3表のとおりであり、各種医療保険の中では比較的財政状況は良好である。

第1-5-3表 健康保険組合における赤字組合数および赤字額の推移

第1-5-3表 健康保険組合における赤字組合数および赤字額の推移

	41年度	42	43	44	45
全組合数	1,331	1,355	1,382	1,415	1,461
赤字組合数	111	94	119	138	194
赤字額(億円)	△ 14	△ 12	△ 14	△ 17	△ 29

厚生省保険局調べ

日雇労働者健康保険においては、45年5月31日限りで日雇労働者健康保険擬制適用の取り扱いが廃止されたところであるが、その収支は依然として均衡せず、45年度においては単年度で220億円の赤字が生じ、同年度末における累積赤字は単年度収入の倍を上回る1,169億円にも達することとなつた。

国民健康保険においては、政府が毎年度巨額の国庫負担を行ない財政基盤の強化に努めており、一方、保険者側の保険料の引き上げや収納率の向上により財政状況は相当好転したが、医療費が増加傾向にあるため今後ともその財政は予断を許さないものがある。国民健康保険の44年度の決算収支は3,298の市町村保険者のうち170が赤字保険者である。また医師、弁護士等同種同業のものをもつて組織されている国民健康保険組合の44年度の財政状況は156組合のうち3組合が赤字となつている。

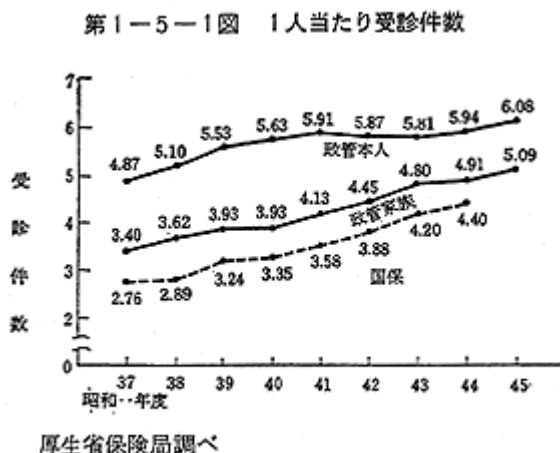
(4) 保険医療費の動き

医療費は被保険者数の要素を除くと受診率,1件当たり日数および1日当たり診療費の3要素に分解することができる。これを政府管掌健康保険の被保険者,被扶養者および国民健康保険の被保険者(以下,本項ではそれぞれ「本人」,「家族」および「国保」と略称する。)についてみる。

ア 受診率

1人当たりの受診件数(ここで,「件数」というのは,医療機関での受診回数といった常識的意味でなく同一医療機関において同一月内に1回以上受診の事実があれば1件と算定する。)について,近年における推移をみると,第1-5-1図のように漸増傾向を示してきた。

第1-5-1図 1人当たり受診件数



イ 受診日数

1件当たり受診日数は,第1-5-2図に示すとおり全般的に減少傾向にある。44年度においては43年度に比べ本人は2.3%,家族1.4%の減を示しているが,国保はほぼ前年と同様の傾向にある。

45年度においては,本人は3.2%,家族は3.1%の減を示している。

ウ 1日当たり診療費

1日当たり診療費は第1-5-3図のように伸びを示し,44年度について対前年度の伸び率をみると,本人13.8%,家族10.7%,国保12.1%となつている。

さらに45年度における対前年度の伸び率は,本人19.5%,家族18.5%と急上昇している。

(4) 保険医辞退

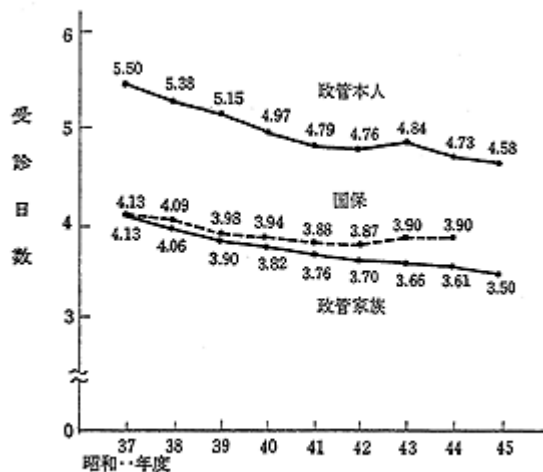
中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)は,診療報酬体系の適正化について検討してきたが,昨年12月,その一還として薬価基準の適正化のために,医薬品の添付の廃止を決定した。また本年1月には,薬

価調査を2月に実施することを決めた。

この検討の過程で日本医師会推せん委員から、物価、人件費の値上がりに伴う診療報酬のスライド制の導入が提案されたが、この問題については、診療報酬体系の適正化を検討していく中であわせて検討することとし、その審議の素材となるものを公益委員側から提出することとなった。

第1-5-2図 1件当たり受診日数

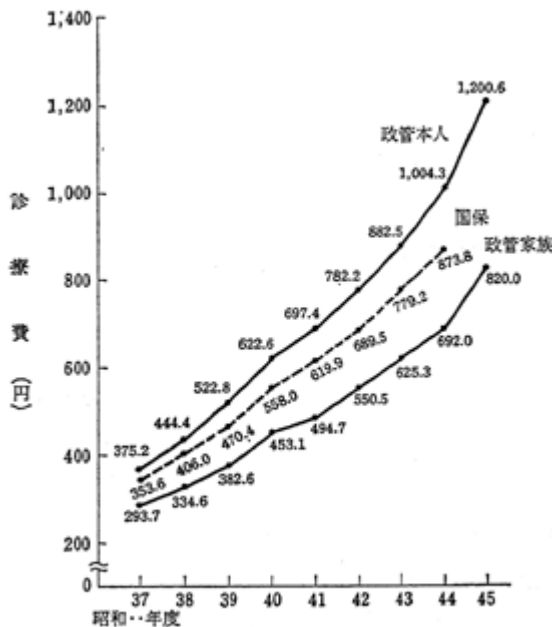
第1-5-2図 1件当たり受診日数



厚生省保険局調べ

第1-5-3図 1日当たり診療費

第1-5-3図 1日当たり診療費



厚生省保険局調べ

2月18日に開催された中医協において審議の素材として、公益委員から「診療報酬体系の適正化について(審議用メモ)」が提出された。その後、日本医師会は、審議用メモは審議に値しないものであるとして、包括的な抵抗体制をとることを指示した。これに端を発した今回の保険医辞退から収拾までの経緯は、概略、つぎのとおりである。

2月26日日本医師会および日本歯科医師会推せんの厚生省関係各審議会の委員の辞表が提出された。

5月31日医師について都道府県知事に保険医の辞退届が提出された。その理由は、

- ア 健康保険法の抜本改正近代化が著しく遅延していること。
- イ 診療報酬が政府管掌健康保険の財政を基準にして決定されることの不合理。
- ウ 経済成長による物価人件費の上昇を無視して医療機関に著しい損害を与えたこと。
- エ 診療報酬は医療の特性に対応して体系化されるものであるが、中医協メモはまったく医療の本質無視である。
- オ 今回の健康保険法改正案は反社会保障的であり、福祉国家を志向する政府の施策としては了解できない。

であつた。

6月28日歯科医師について都道府県知事に保険医の辞退届が提出された。

その理由は、

- ア 物価・人件費に対応するスライド制の確立
- イ 技術を尊重した差額徴収の拡大
- ウ 診療報酬の30%即時引き上げ(歯科補綴料の大幅引き上げ)
- エ 医療保険制度の抜本改正(期限の確約)
- オ 各種医療保険関係の審議会を解消して総合的審議会を内閣に置く
- カ 幼少年歯科医療対策の確立

であつた。

7月1日5月31日提出された保険医辞退届の効力が発生し、保険医辞退に突入した。

その後、7月5日に斎藤厚生大臣が就任し、中央における話し合いが行なわれることとなり、数回にわたる厚生大臣と日本医師会長との会談を経て、7月28日の総理大臣、厚生大臣と日本医師会長との会談の結果、つぎの項目について了解に達し、保険医辞退は7月末日をもつて収拾されることとなつた。

なお、歯科医師については、7月29日の厚生大臣と日本歯科医師会長との会談の結果、同様の了解に達し、8月1日からの保険医辞退は回避されることとなつた。

厚生大臣と日本医師会長との了解事項

- ア 厚生行政が医療の本質をじゅうぶんとらえていなかったという不満が今回の総辞退の原因となつたことを認識し、今後この点をじゅうぶん念頭において厚生行政を推進して行く。
- イ かねて懸案であつた医療保険制度の抜本改正については、医療を受ける国民の立場に立ち早急に検討を加え、所要の法案をつぎの通常国会に提出する。
- ウ わが国における社会経済の変化に対応した国民の健康管理体制、医療の供給体制などの基本的な事項を計画的に実施しうるよう医療基本法のような法律の制定を考慮する。
- エ 診療報酬を物価、人件費にスライドしていくことについては、厚生大臣としてもこの実現に努力する。

オ 上記実施についての了解細目

- (ア) 国民の連帯意識の高揚
- (イ) 生存期間の一貫保障
- (ウ) 労務管理と社会保障の分離
- (エ) 負担と給付の公平
- (オ) 低所得層の有病率の高いことの考慮
- (カ) 医療従事者の質的向上
- (キ) 大学研究費の公費負担
- (ク) 保険請求事務の簡素化

厚生大臣と日本歯科医師会長との了解事項(46年7月29日)

厚生大臣と日本医師会長との了解事項(8項目を含む)は、日本歯科医師会についても同様に適用するものとする。

なお、歯科医療の特性にかんがみ、

ア 診療報酬の改訂については、その特性を十分尊重し、できる限り努力するものとする。

イ 幼少年歯科医療対策については、今後の国民保障の見地から重要な項目と考えて対処するものとする。

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第5章 医療保険

##### 第1節 医療保険制度の現状と動向

#### 2 診療報酬問題

##### (1) 診療報酬点数表

医療保険制度における診療報酬は、厚生大臣が「中医協」に諮問のうえ決定し、具体的には、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(厚生省告示、以下、「点数表」という。)に定められたところに従い算定される。点数表には、一般医科の保険医療機関が選択する甲表、乙表および歯科点数表ならびに調剤報酬算定表の4表が定められている。点数表の各表には、個別の医療行為ごとに点数により評価された数百の項目があり、これに一点単価(現行10円)を乗じて診療報酬を算定するしくみとなっている。

##### (2) 診療報酬改正の経過

診療報酬の改正は、30年以降においては、33年10月(総医療費の8.5%増)、36年7月(同12.5%増)、同年12月(同2.3%増)、38年9月(地域差撤廃に伴うもの、総医療費の3.7%増)、40年1月(総医療費の9.5%増)、同年11月(薬価基準改正に伴うふりかえ、総医療費の約3%)、42年12月(医科医療費の7.68%、歯科医療費の12.65%増)および45年2月(医科医療費の8.77%、同年7月1日からはさらに0.97%の9.74%増、歯科医療費の9.73%)の8回にわたって行なわれ、今日に至っている。

##### (3) 薬価基準の改正

社会保険における診療報酬および調剤報酬は、前記の点数表の各表により算定されるが、このうち、投薬、注射等に使用する薬剤の価格については別に厚生大臣が定めることとしている。これが「使用薬剤の購入価格(薬価基準)」である。

前回の薬価基準の全面改正は、44年10月実施の薬価調査の結果に基づいて45年8月に実施され、今日に至っている。現行の薬価基準の収載品目数は7,684品目(内用薬3,766品目、注射薬2,774品目、外用薬927品目、歯科用薬剤217品目)となっている。

その後、46年2月薬価調査が実施され、現在その結果を集計中である。



厚生白書(昭和46年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第5章 医療保険

#### 第2節 医療保険の各制度

#### 1 国民健康保険

国民健康保険は、市町村営を原則とし、おおむね被用者以外の一般国民を被保険者とする医療保険制度であり、被保険者の疾病、負傷、出産および死亡に関し、必要な給付を行なうものである。

#### (1) 保険者および被保険者

46年3月31日現在における保険者、被保険者および被保険者の属する世帯の数は、第1-5-4表のとおりである。全国の市町村のうち、国民健康保険を実施していないのは、離島であるため医療の確保が困難な状況にある鹿児島県大島郡の2村のみである。

第1-5-4表 国民健康保険の保険者数・被保険者数および世帯数(46年3月末現在)

第1-5-4表 国民健康保険の保険者数・被保険者数および世帯数  
(46年3月末現在)

	総 数	市 町 村	国民健康保険組合
保 険 者 数	3,468	3,275	193
被 保 険 者 数	43,363,649	40,660,896	2,702,753
世 帯 数	13,168,933	12,215,531	953,402

厚生省保険局調べ

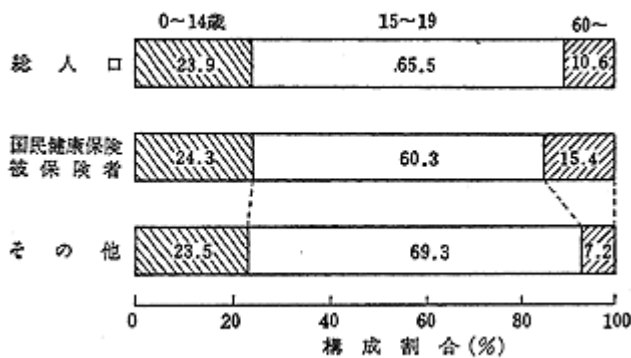
最近数年間の動向をみると、保険者数については市町村合併の実施により、被保険者数については就業構造等の変化などに伴う被用者保険への移動により、いずれも年々減少を続けているが、世帯数については、いわゆる核家族化を反映してやや増加の傾向にある。

なお、国民健康保険組合については、市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさない限りにおいてその設立が認められることとなつているため、39年以降は新規の設立はみられなかつたが、45年5月31日かぎり日雇労働者健康保険のいわゆる「擬制適用」の取り扱いが廃止されたことに伴つて38組合が新たに設立され、また、これに伴い、昨年度末に比べて、被保険者数も増加している。

被保険者を年齢階層別にみると第1-5-4図のとおりであり、高齢者に対する適用率の高いことが国民健康保険の特徴の1つとなつている。

第1-5-4図 年齢3階級別人員構造

第1-5-4図 年齢3階級別人員構造  
(45年9月)



厚生省保険局調べ

つぎに、44年度の保険料(税)(保険料によることが原則であるが、保険者が市町村である場合は地方税法の規定による国民健康保険税を賦課することができる。)の賦課の対象となつた被保険者世帯の所得の状況は第1-5-5表のとおりであり、年間所得が50万円未満の世帯が60%も占めている。また全世界帯の年間平均所得は年々上昇しているが、45年で60万円に過ぎない状態にある。

第1-5-5表 国民健康保険の被保険者世帯の所得階層別世帯分布

第1-5-5表 国民健康保険の被保険者世帯の所得階層別世帯分布  
(45年9月調査)

	平均所得	~13万円	13~30	30~50	50~70	70~90	90~110	110~
百分率	60万円	13.1	22.0	24.9	15.3	9.1	5.1	10.5
累積		—	35.1	60.0	75.3	84.4	89.5	100.0

厚生省保険局調べ

## (2) 保険給付

国民健康保険における保険給付には、法定給付として療養の給付、助産費の支給および葬祭費の支給が、任意給付として傷病手当金、育児手当金などがある。

療養の給付については、すべての保険者において世帯主、世帯員ともに7割給付となつているが、保険者によつては、その財政状況などを勘案しつつ、法定の7割をこえた給付を行なつているところもあり、また、老人、乳幼児など特定の者に対する給付割合の引き上げを実施しているところもある。

診療費の状況の推移は第1-5-6表のとおりであり、給付改善、医学医術の進歩等を反映して、被保険者1,000人当たり診療件数、診療1日当たり費用額、被保険者1人当たり診療費とも年々増加している。

第1-5-6表 国民健康保険診療費の状況

第1-5-6表 国民健康保険診療費の状況

	被保険者1,000人 当たり診療件数		診療1件当 たり日数		診療1日当 たり費用額		被保険者1人当 たり診療費	
	件数	対前年 度比	日数	対前年 度比	費用額	対前年 度比	診療費	対前年 度比
40年度	3,345.5	1.033	3.94	0.990	558	1.186	7,347	1.213
41	3,577.9	1.069	3.88	0.985	620	1.111	8,607	1.172
42	3,881.2	1.085	3.87	0.997	690	1.118	10,344	1.202
43	4,194.4	1.081	3.90	1.008	779	1.129	12,762	1.234
44	4,384.3	1.045	3.86	0.990	874	1.122	14,774	1.158

厚生省保険局調べ

そのうち、被保険者1人当たり診療費はここ数年20%前後の高い伸び率を示しているが、44年度においては、対前年度比15.8%とややその伸びは鈍化した。

療養の給付以外の給付については、助産費および葬祭費の支給は、財政的に余裕がないなどの特別の理由がある場合を除いてすべての保険者が行なうよう義務づけられているが、45年4月1日現在、助産費の支給はすべての保険者が行ない、葬祭費の支給は、7保険者を除いてすべての保険者が行なっている。なお、助産費の支給については、44年度から3か年で全保険者について支給額を1万円に引き上げることとしており、本年はその最終年次である。任意給付である育児手当金は、1,817保険者が支給しており、傷病手当金は若干の保険者が支給している。

### (3) 保健施設

国民健康保険の保険者の保健施設活動のうちで現在最も広く行なわれているものには、いわゆる直営診療施設の設置経営と保健婦による保健サービスがある。

直営診療施設は、無医地区または医療施設の不足している、へき地、離島等の地域において、医療の普及を図るため保険者が設置する診療施設であり、その数は45年4月1日現在で1,847(うち病院461)であるが、へき地における医師確保が困難なことが一方にあり、他方において道路交通網の発達、代替医療施設の整備等が推進されていることもあつて、その数は年々減少しつつある。

国民健康保険の保健婦は、被保険者の健康の保持増進、疾病の予防などの業務に従事しており、特に医療施設の乏しい地域においては、地域住民の保健衛生のにない手として重要な役割を果たしている。45年度末の保健婦数は5,446人で、これを置いている保険者は2,392人である。

### (4) 保険財政

国民健康保険事業の財源は、保険料(税)、国庫支出金、都道府県支出金、市町村一般会計からの繰入金等であり、その支出は、総務費、医療給付費、その他の給付費、保健施設費等である。

44年度における収入支出の状況は、第1-5-7表のとおりである。収入面においては、国庫支出金の占める比率が高く約57%となつており保険料(税)が約35%でこれにつき、支出面においては、療養諸費がほとんどで、約89%という高い比率を占めている。

第1-5-7表 国民健康保険決算状況

第1-5-7表 国民健康保険決算状況  
(44年度)

		金 額	構 成 比
		百万円	%
収 入	保 険 料(税)	182,922	34.59
	国庫支出金	302,645	57.23
	都道府県支出金	6,794	1.28
	一般会計繰入金	13,159	2.49
	繰越金	18,254	3.45
	その他の収入	5,080	0.96
計		528,854	100.00
支 出	総 務 費	30,657	6.09
	療 養 諸 費	447,806	89.01
	その他の給付費	4,449	0.88
	保健施設費	7,032	1.40
	前年度繰上充用金	7,070	1.41
	その他の支出	6,104	1.21
計		503,118	100.00
収支差引残高		25,736	

厚生省保険局調べ

## ア 概況

国民健康保険収支状況の推移は、第1-5-8表のとおりであり、国民健康保険財政は、40年度以降、おおむね健全性を維持しながら推移している。41年度、42年度は、医療費支出が予想を上回って増大したことなどのために赤字保険者数が若干増加し、43年度は、赤字保険者数が前年度より減少しているものの、赤字額はやや増加している。44年度は、赤字保険者数173で前年度より262保険者数が減少している。なお、実質収支の面からみると221で、前年度より81保険者の減少にとどまっており、その赤字額は49億円で、前年度より4億円の減少となっている。

第1-5-8表 国民健康保険収支状況の推移

第1-5-8表 国民健康保険収支状況の推移

			黒 字		赤 字		収 支 差引額
			保険者数	黒字額	保険者数	赤字額	
				百万円		百万円	百万円
41年度	市	町	2,926	13,492	413	5,074	8,418
	組	村	151	1,401	5	48	1,353
		計	3,077	14,893	418	5,122	9,771
42	市	町	2,762	12,565	553	6,251	6,314
	組	村	154	1,602	2	17	1,585
		計	2,916	14,167	555	6,268	7,899
43	市	町	2,869	18,512	433	6,892	11,620
	組	村	154	1,637	2	23	1,614
		計	3,023	20,149	435	6,915	13,234
44	市	町	3,128	28,148	170	4,673	23,475
	組	村	153	2,267	3	6	2,261
		計	3,281	30,415	173	4,679	25,736

厚生省保険局調べ

## イ 保険料(税)

保険料(税)は、給付の改善や医療内容の向上等により医療費支出が急上昇しているため、年々引き上げられている。

44年度の保険料(税)の全国平均の額は、被保険者1人当たり4,364円、1世帯当たり1万4,834円となっており、対前年度伸び率はそれぞれ18.6%、16.0%である。

なお、38年度から低所得者に対し保険料(税)の減額措置を行なっているが、46年度においては、前年度所得が14万円以下の世帯または14万円に被保険者(世帯主を除く。)1人につき8万円を加算した額以下の世帯を対象として、保険者応益割(保険料のうち、被保険者1人当たりおよび1世帯当たり定額で算定される部分)についてそれぞれ6割または4割を減額することとした。45年度の対象世帯は約288万世帯(全世帯の約24.0%)で、この措置による保険料(税)の減収分として国が市町村に補てんした額は約79億8,000万円となっている。

## ウ 国庫負担金および補助金

国民健康保険においては、被用者保険と異なり事業主負担がないこと、被保険者に低所得者が多く保険料(税)負担に乏しいことなどの事情を考慮するとともに、医療保障に対する国の責任を明らかにするために、従来から、大幅な国庫負担、補助が行なわれている。

現在、国は、被保険者の療養の給付に要した費用の4割を定率で負担するほか、5分相当額を調整交付金として交付しており、他の国民健康保険関係の補助金とあわせ、45年度の国庫負担、補助の予算総額は約3,656億円という巨額に達している。この額は、44年度約3,034億円に対し、約20.5%の伸びとなっている。

各論

第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

第5章 医療保険

第2節 医療保険の各制度

2 健康保険

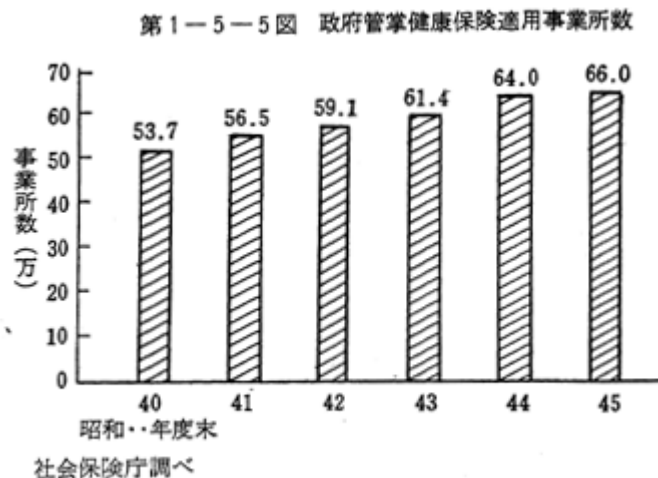
健康保険は、被保険者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡または分娩について保険給付を行ない、あわせてその被扶養者のこれらの保険事故について保険給付を行なう制度であり、政府管掌健康保険と組管掌健康保険の2本立てで運営されている。

政府管掌健康保険は、政府が保険者となつて運営するものであり、健康保険の被保険者となつている者のうち健康保険組合の組合員でない者を一括してその被保険者としている。また、組管掌健康保険は、厚生大臣の認可を受けて職域単位に設立された各健康保険組合が保険者となつて運営するものであり、それぞれの事業所の従業員をその被保険者としている。

(1) 政府管掌健康保険

近年における政府管掌健康保険の事業所の推移は第1-5-5図に示すとおり毎年約2万5,000前後の事業所が増加しており、45年度末の事業所数は66万となつている。

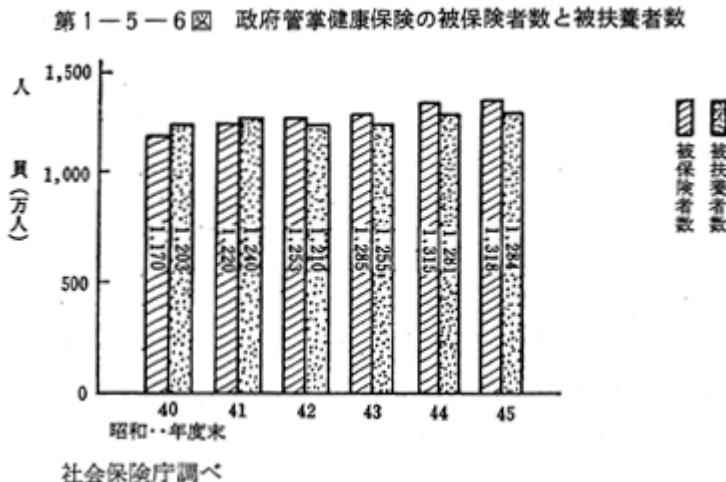
第1-5-5図 政府管掌健康保険適用事業所数



被保険者数の動きは第1-5-6図に示すような増加傾向にあり、45年度末の被保険者数は、1,318万人に達し、40年度の被保険者数と比較すると、この5年間に12.6%増加している。これを対前年度増加率で見ると、41年度4.3%、42年度2.7%、43年度2.6%、44年度2.3%、45年度0.2%である。また、1事業所当たりの被保険者数は、40年度末には21.8人であつたものが、その後やや減少し、45年度末には20.0人となつている。被扶養

数者は、40年度から5年間で6.7%の増加をみ、45年度末で1,284万人となつている。被保険者1人当たりの被扶養者数をみると、40年度末で1.03人であつたのが、45年度末には0.97人となつている。

第1-5-6図 政府管掌健康保険の被保険者数と被扶養者数

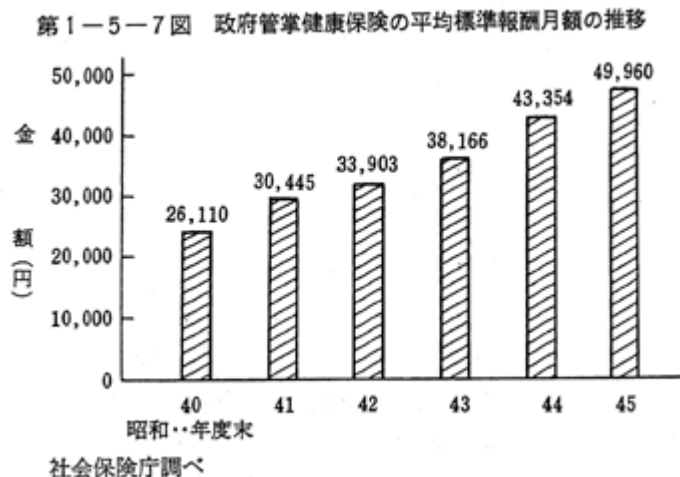


## イ 標準報酬

健康保険では、保険料の額および傷病手当金等の現金給付の額は、当該被保険者の標準報酬を基礎として算定される。このような標準報酬制度とは、保険料の徴収および現金給付に関する事務上の便宜を図るため、被保険者の受ける報酬について段階を設け、各被保険者の受ける報酬をそれぞれの定額に標準化したものである。

平均標準報酬月額、労働者の平均賃金の動きを反映するが、近年における動きは第1-5-7図に示すとおり毎年度平均して5,000円前後の増加を示しており、過去5年間の伸びは1.9倍となつている。特に45年度末では、4万9,960円と前年度に比べ6,000円を上回る増加を示している。

第1-5-7図 政府管掌健康保険の平均標準報酬月額の推移





## ウ 保険給付

保険給付には、被保険者本人に対するものとして療養の給付、療養費、傷病手当金、出産手当金、分娩費、育児手当金および埋葬料(または埋葬費)の支給があり、被扶養者に対するものとしては、家族療養費、配偶者分娩費、配偶者育児手当金および家族埋葬料の支給がある。まず、保険給付費の動きをみると40年度では2,715億円であつたがその後毎年度平均600億円程度増加し、45年度においては、5,862億円となり、40年度の2.2倍となつている。これを1人当たりでみると40年度では2万3,197円であつたが、その後毎年度平均約4,200円増加し、45年度には4万4,066円となり40年度の1.9倍となつている。

ところで、保険給付費を構成する各給付の金額の面からみると、療養の給付と家族療養費が大部分を占めており、これにつぐものが傷病手当金となつている。

### (ア) 療養の給付および家族療養費

療養の給付は、被保険者に対して、病院、診療所において診察、手術、薬剤の支給、入院、看護などを行なうものであり、家族療養費の支給は、被扶養者に対してこれらの給付を行なうものである。

療養の給付費は、40年度の2,017億円が、45年度には4,380億円と5年間にほぼ2.2倍になつており、家族療養費についても40年度414億円が45年度には948億円とほぼ2.3倍の増加を示している。この間被保険者数は12.6%、被扶養者数は6.7%増加しているが療養費の増加はこれを大きく上回つているわけである。この内容をみても第1-5-9表のとおりであり、療養の給付費の増加には1日当たり金額の大幅な増加が大きな原因となつている。

第1-5-9表 政府管掌健康保険の医療給付の状況

第1-5-9表 政府管掌健康保険の医療給付の状況												
	被保険者または被扶養者 1,000人当たり診療件数				診療1件当 たり日数				診療1日当 たり金額(円)			
	総数	入院	入院外	歯科	平均	入院	入院外	歯科	平均	入院	入院外	歯科
被 保 険 者 分												
40年度	5,630.3	195.2	4,604.9	830.3	5.0	19.0	4.4	5.0	611	1,485	484	444
41	5,909.7	196.3	4,851.1	862.3	4.8	19.0	4.2	4.9	686	1,595	563	476
42	5,867.2	192.6	4,825.7	848.9	4.8	19.0	4.2	4.8	758	1,751	622	538
43	5,814.8	190.4	4,752.9	871.6	4.8	19.0	4.3	4.7	846	1,987	683	650
44	5,940.7	188.5	4,868.2	884.1	4.7	19.0	4.2	4.5	975	2,221	807	720
45	6,076.2	187.4	4,983.9	904.8	4.6	18.9	4.1	4.3	1,178	2,682	971	895
被 扶 養 者 分												
40年度	3,926.7	82.5	3,260.4	583.7	3.8	13.3	3.5	4.2	227	771	186	171
41	4,127.4	84.4	3,411.1	632.0	3.8	13.6	3.4	4.1	247	815	207	180
42	4,450.9	91.1	3,690.8	669.5	3.7	13.8	3.4	4.1	275	883	231	198
43	4,798.4	96.6	3,979.8	722.1	3.7	13.7	3.4	4.0	313	1,000	262	232
44	4,907.5	98.8	4,066.8	741.9	3.6	14.0	3.3	3.9	346	1,089	289	257
45	5,092.8	102.7	4,235.1	755.0	3.5	14.2	3.2	3.6	410	1,286	333	326

社会保険庁調べ

## (イ) 傷病手当金

傷病手当金は、被保険者が療養のため働けない場合で賃金がもらえないときに、4日目から労務不能の期間中、6か月(結核性疾患の場合は1年6か月)を限度として、1日につき標準報酬日額の6割を支給し、その間の生活の安定に資することを目的とするものである。

傷病手当金の支給総額は、40年度208億円から45年度には363億円と1.7倍に増加している。過去5年間における被保険者1人当たり支給額の増加傾向は第1-5-10表に示すとおり、かなり著しいが、これは賃金上昇による平均標準報酬月額伸びによるものであるといえよう。

第1-5-10表 政府管掌健康保険傷病手当金給付の状況

第1-5-10表 政府管掌健康保険傷病手当金給付の状況

(40年度=100)

年 度	1人当たり	指 数	1日当たり	指 数	1人当たり	指 数
	支給金額		支給金額		支給日数	
40 年 度	円 1,777.32	100.0	円 425.22	100.0	日 4.18	100.0
41	1,907.72	107.3	472.15	111.0	4.04	96.7
42	2,016.41	113.5	525.81	123.7	3.83	91.6
43	2,219.53	124.9	598.50	140.8	3.71	88.6
44	2,444.17	137.5	678.70	159.6	3.60	86.1
45	2,732.20	153.7	774.22	182.1	3.53	84.4

社会保険庁調べ

## (ウ) その他の給付

傷病手当金以外の現金給付費の動きをみると出産手当金は40年度に23億円であつたが、45年度には49億円と2.1倍の増加をみせている。

## エ 保健施設

健康保険では、被保険者または被扶養者の健康の保持増進、あるいは疾病予防をはかるため、病院および診療所の設置、保養所の運営、健康相談などの事業を行なっている。

## オ 保険料

41年4月以来65/1,000であつた政府管掌健康保険の保険料率は、42年8月から44年8月までの間、健保特例法によつて暫定的70/1,000とされたが、44年の健康保険法等の一部改正により、健保特例法の失効とともに本法の保険料率が改正され、44年9月以後も引き続き70/1,000と定められている。

保険料額は保険料率を前述の標準報酬月額に乗じて算定され、この保険料額は事業主と被保険者とが折半

して負担することになっている。保険料の収納状況をみると収納率は40年度,95.7%であつたのに対し,45年度は98.8%と大きく上昇し,戦後最高の成績を収めている。

## カ 保険財政

近年における政府管掌健康保険の収支状況は第1-5-11表に示すとおりである。財政収支の不均衡は45年度においても解消せず,国庫補助225億円の導入を行なつてもなお単年度383億円の赤字が生じ,累積赤字は実に1,786億円に達している。

第1-5-11表 政府管掌健康保険財政状況

第1-5-11表 政府管掌健康保険財政状況  
(単位:1,000円)

	40年度	41	42	43	44	45
保険料収入	221,022,934	273,303,107	329,532,330	390,771,110	451,383,978	523,167,718
一般会計より受入	3,000,000	15,000,000	22,500,000	22,500,000	22,500,000	22,500,000
雑収入	225,860	367,258	556,809	819,861	1,053,961	1,433,674
収入計	224,248,794	288,670,365	352,589,139	414,090,972	474,937,939	547,101,392
保険給付費	271,000,828	313,599,605	357,112,305	415,242,652	479,034,273	582,640,189
医療給付費	242,577,203	282,888,706	322,051,273	375,960,930	433,684,199	529,154,976
現金給付費	28,423,625	30,710,899	35,061,032	39,281,722	45,350,074	53,485,213
業務勘定へ繰入	1,321,370	1,154,405	902,342	1,131,548	1,280,284	1,385,682
諸支出金	1,655,849	560,704	385,386	75,137	181,922	1,351,706
支出計	273,978,047	315,314,714	358,400,037	416,449,336	480,496,449	585,387,547
収支差引過△不足額△	49,729,253△	26,644,347△	5,810,898△	2,358,364△	5,558,510△	38,286,155
累積赤字額△	66,877,986△	97,771,845△	109,937,913△	118,727,453△	131,916,896△	178,562,774

社会保険庁調べ

## (2) 組管掌健康保険組合

### ア 健康保険組合数

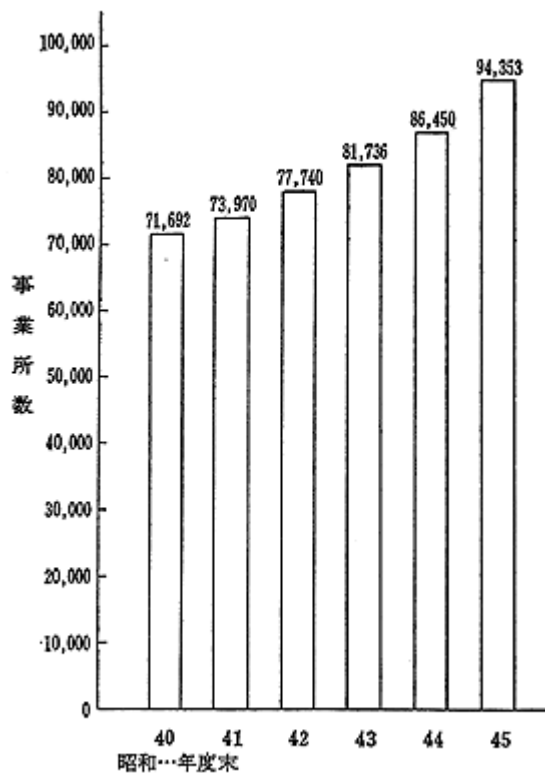
近年における健康保険組合の設立数は,44年度には48,45年度には58と増加し,45年度末では,1,461組合となつている。1組合当たり平均被保険者数は,45年度末において約6,600名となつているが,1,000人から3,000人の組合数が全体の約53%を占め,最も多い。

### イ 適用状況

組合を設立している事業所数は第1-5-8図のとおり年々増加し,45年度末で約9万4,000となつている。

第1-5-8図 組管掌健康保険の事業所数

第1-5-8図 組合管掌健康保険の事業所数

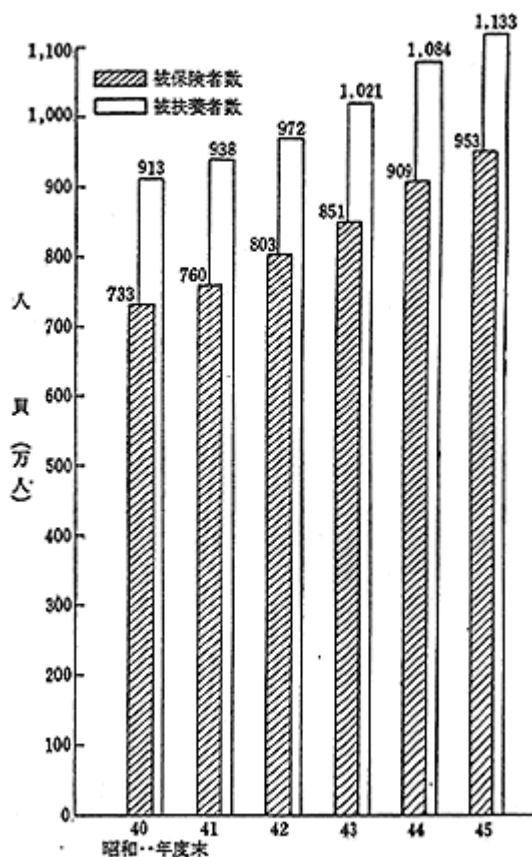


厚生省保険局調べ

被保険者数も第1-5-9図にあるとおり事業所の増加に伴い毎年伸びている。

第1-5-9図 組合管掌健康保険の被保険者数と被扶養者数

第1-5-9図 組保管掌健康保険の被保険者数と被扶養者数



厚生省保険局調べ

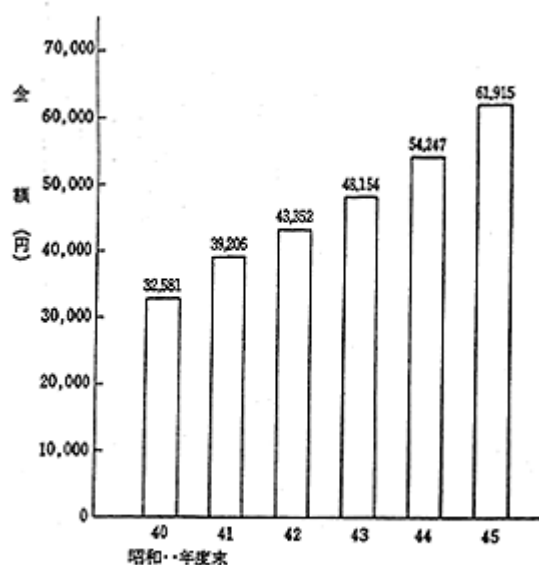
つぎに、被扶養者についてみると、40年度以降、漸増の傾向にあるが、被保険者数の増加率に比しやや下回っている。したがって、被保険者1人当たり被扶養者数は年々減少の傾向にあり、45年度末においては1.19人となっている。

### ウ 標準報酬月額

平均標準報酬月額は、第1-5-10図のとおり、40年度までは毎年7~10%の上昇率を示していたが、41年度末では41年4月の法律改正により標準報酬月額の上限が5万2,000円から10万4,000円に引き上げられたことにより前年度対比で20%の上昇をみたが、42年度以降は10~13%の上昇率となっている。

第1-5-10図 組保管掌健康保険の平均標準報酬月額の推移

第1-5-10図 組合管掌健康保険の平均標準報酬月額推移



厚生省保険局調べ

## エ 保険給付

組合管掌健康保険では、政府管掌健康保険とまったく同様な保険給付を行なうほか、これに合わせて規約に定めるところにより、付加給付を行なうことができることになっている。

以下、保険給付のうち、療養の給付、家族療養費および傷病手当金などについて、最近の状況をみることにする。

### (ア) 療養の給付および家族療養費

被保険者の療養給付費は、40年度の974億円が44年度には1,784億円と4年間に約1.8倍になっており、家族療養費についても、同じく368億円から714億円と約1.9倍の増加を示している。この間の被保険者数および被扶養者数ともに約1.2倍に増加しているにすぎないから、医療費の増加がきわめて顕著であることがわかる。

この内容を分析してみると、第1-5-12表のとおりであり、受診率は、被保険者については若干の動きがみられるが、被扶養者については漸増しており、診療1件当たり日数は、被保険者および被扶養者ともに漸減の傾向にあり、診療1日当たり金額は急増となつていて、医療費の増加の原因が診療1日当たり金額の伸びによるものであることがわかる。

第1-5-12表 組合管掌健康保険の医療給付の状況

第1-5-12表 組管掌健康保険の医療給付の状況

	被保険者または被扶養者 1,000人当たり診療件数				診療1件当 たり日数				診療1日当 たり金額(円)			
	総 数	入 院	入 院外	歯 科	平均	入 院 外	入 院 外	歯 科	平均	入 院	入 院 外	歯 科
被 保 険 者 分												
40年度	5,412.7	135.6	4,426.5	850.7	4.5	17.7	4.0	5.0	549	1,519	446	423
41	5,572.0	134.3	4,558.0	879.8	4.3	17.8	3.8	4.9	623	1,651	524	452
42	5,478.6	130.4	4,485.4	862.8	4.2	17.7	3.7	4.8	692	1,818	580	513
43	5,310.5	127.4	4,308.0	875.1	4.3	17.7	3.8	4.7	776	2,077	635	621
44	5,301.7	124.3	4,295.5	881.8	4.1	17.6	3.7	4.5	910	2,331	767	694
被 扶 養 者 分												
40年度	4,521.6	90.7	3,706.9	724.0	3.9	14.3	3.6	4.3	224	754	185	168
41	4,743.4	92.1	3,871.7	779.6	3.8	14.5	3.5	4.3	246	802	208	178
42	4,954.9	96.2	4,055.7	803.1	3.8	14.5	3.4	4.2	275	879	233	195
43	5,163.8	99.5	4,230.8	833.5	3.8	14.3	3.4	4.1	313	999	265	231
44	5,295.7	101.5	4,336.6	857.6	3.7	14.5	3.4	4.0	346	1,096	291	257

厚生省保険局調べ

(イ) 傷病手当金

傷病手当金の支給額は、40年度の92億円から44年度の150億円と約63%増加しているが、その間被保険者数が約24%増加したことと平均標準報酬月額が約66%増加したことを考慮に入れると、相対的に減少していることになる。その内容をさらに分析したものが第1-5-13表であるが、件数および日数が減少の傾向にあるのに対して、金額は年々増加している。これは傷病手当金の額が報酬に比例しているため、賃金上昇に伴って、増加したものと考えられる。

第1-5-13表 組管掌健康保険傷病手当金給付状況

第1-5-13表 組管掌健康保険傷病手当金給付状況

	被保険者1,000 人当たりの件数	被保険者1人 当たり日数	被保険者1人 当たり金額	1件当たり金額
	件	日	円	円
40年度	109.15	2.31	1,260	11,543
41	101.70	2.20	1,342	13,193
42	96.32	2.06	1,434	14,889
43	91.46	1.96	1,545	16,894
44	85.80	1.90	1,687	19,663

厚生省保険局調べ

(ウ) 付加給付

組合管掌健康保険の保険給付における特色は、各組合において付加給付が行なわれる点にある。その実施状況は、第1-5-14表のとおりであつて、ほとんどの組合がこれを行なつている。

第1-5-14表 種類別付加給付実施健康保険組合数

第1-5-14表 種類別付加給付実施健康保険組合数  
(44年4月1日現在)

	組 合 数	構 成 比(%)
組 合 総 数	1,374	100
傷 病 手 当 付 加 金	737	54
延長傷病手当	456	33
出 産 手 当	185	14
埋 葬 料	1,113	81
分 鏡	1,026	75
育 児 手 当	880	64
家 族 療 養	1,169	85
付 加 給 付 実 施 組 合	1,352	98
付 加 給 付 未 実 施 組 合	22	2

健康保険組合連合会調べ

付加給付の種類は多岐にわたつているが、最も多く行なわれているものは被扶養者に対する家族療養費(法定5割給付)に加えて支給される家族療養付加金で、これによつて、組合における医療給付水準はかなり高められている。

付加給付に要する費用は、45年度においては、総額472億円、被保険者1人当たり、4,929円であり、法定給付に対する割合は14.2%となつている。

### オ 保健施設

組合管掌健康保険の保健施設は、組合の設立母体企業における労働条件等の実情に適応した効果的な事業を行なうことが、大きな特色となつている。

この保健施設事業は、近年、傷病の治療から予防への動きが活発となり、各種検診等健康管理が重視されつつある。

保健施設費は、45年度において総額308億円、被保険者1人当たり3,220円であり、支出総額の約6.6%を占めている。

### カ 保険料

組合管掌健康保険における保険料率は標準報酬月額額の30/1,000から80/1,000の範囲内で各組合ごとに決定される。

また、その負担割合も、事業主が保険料額の1/2以上を負担することができ、現実に事業主の負担割合が被保険者のそれをこえている組合が多い。

組合管掌健康保険の平均保険料率の推移は第1-5-15表のとおりであり、近年における保険財政の悪化を反映して年々引き上げが行なわれている。

第1-5-15表 組合管掌健康保険平均保険料率および負担割合の推移



第1-5-15表 組管掌健康保険平均保険料率および負担割合の推移

	平均保険料率(%)			負担割合(%)		
	総数	事業主	被保険者	総数	事業主	被保険者
40年度	68.24	40.27	27.97	100.00	59.0	41.0
41	68.56	40.45	28.11	100.00	59.0	41.0
42	68.80	40.49	28.31	100.00	58.85	41.15
43	68.96	40.42	28.54	100.00	58.61	41.39
44	69.20	40.36	28.84	100.00	58.32	41.68
45	69.58	40.42	29.16	100.00	58.09	41.91

健康保険組合連合会調べ

つぎに、保険料の負担割合については、45年度末で事業主58.1%、被保険者41.9%となっている。

また、保険料率別の組合数をみると、45年度末において70/1,000の料率をとっている組合が最も多く全体の28.3%を占め、また、最高料率の80/1,000に達しているものは約9.8%となっている。ちなみに45年度末で保険料率70/1,000以上となっている組合数は850組合であり、全体の58.1%を占めている。

### キ 保険財政

健康保険組合の財政は、事務費については予算の範囲内で国庫が負担し、保険給付費、保険施設費等については、保険料でまかなうたてまえになっている。

ただし、一部の財政基盤の弱い組合に対しては、33年度から若干の国庫補助が行なわれている。

組合の財政収支は第1-5-16表のとおり、全体として健全な歩みを示しているが、石炭産業関係の組合のように財政力の弱い組合もあり、医療給付費の急激な増加による支出の伸びが収入のそれを上回る傾向がみられる。

第1-5-16表 組管掌健康保険収支状況

第1-5-16表 組管掌健康保険収支状況

(単位：1,000円)

	40年度	41	42	43	44	45
収入総額	210,343,533	248,175,104	292,935,370	348,047,085	413,199,880	511,700,185
保険料	185,152,482	228,098,681	266,859,552	314,441,458	373,784,168	456,604,431
国庫負担金および補助金	1,308,580	1,411,773	1,427,568	1,454,278	1,551,382	1,750,610
前年度繰越金	3,948,340	2,534,355	5,529,323	9,099,440	9,010,730	13,155,640
積立金より繰越	6,969,204	3,314,882	4,223,322	5,625,708	8,303,955	13,266,415
その他の収入	12,994,927	12,815,413	14,945,605	17,425,165	20,539,645	26,913,089
支出総額	197,539,564	224,219,562	259,573,098	310,093,952	370,664,099	454,511,583
保険給付費	162,915,538	186,152,578	213,747,238	262,831,417	302,178,338	380,575,601
事務費	7,494,935	8,485,739	9,576,870	11,240,992	13,268,057	15,937,845
保険施設費	16,568,709	18,560,528	17,549,908	21,145,595	26,388,177	30,815,214
その他の支出	10,540,382	11,020,717	18,799,087	24,880,957	29,029,527	37,182,923
積立金その他	12,803,969	23,955,542	33,312,272	37,548,127	42,335,781	47,188,602

健康保険組合連合会調べ

各論

第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

第5章 医療保険

第2節 医療保険の各制度

3 日雇労働者健康保険

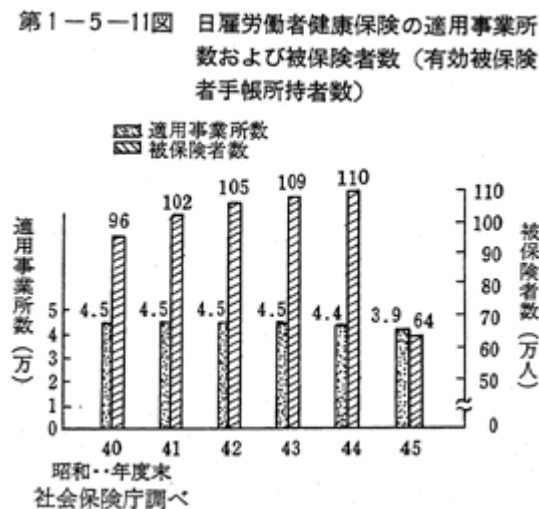
日雇労働者健康保険は、日雇労働者である被保険者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡および分娩ならびに被扶養者のこれらの事故に対し給付を行なう制度であり、政府がこれを管掌している。

この制度は28年に発足したが、発足から2年を経た31年当時から、すでにその財政は収支の均衡を欠き、特にここ数年来の財政状況はきわめて悪化しており、大幅な赤字が生ずるに至っている。

ア 適用状況

日雇労働者健康保険の適用事業所数および被保険者数(有効被保険者手帳所持者数)の最近6年間における推移は、第1-5-11図のとおりで、適用事業所数では44年度まではほぼ横ばい状態であつたが、45年度末では44年度末に比べ約5,000事業所の減少を示し、被保険者数では、41年度以降漸増傾向にあつたが、45年5月31日限りで擬制適用が廃止され、これらの人々が国民健康保険に移行したため、44年度末に比べ45年度末では約46万6,000人の減少を示している。

第1-5-11図 日雇労働者健康保険の適用事業所数および被保険者数(有効被保険者手帳所持者数)



イ 保険給付

45年度の保険給付費は約420億円(44年度418億円)であるが、これを被保険者1人当たりで見ると、4万4,643円(44年度3万8,511円)で前年度に比べ15.9%の増、40年度に比べると2.04倍となつている。これを医療給付とその他の給付に分けてみると、45年度における被保険者1人当たりの医療給付費は4万4,065円、その他の給付費は578円となつており、40年度に比べると医療給付費は約2.07倍となつており、その他の給付費は横ばいとなつている。

このことから明らかなように医療給付費の顕著な伸びが保険給付費増加の主たる要因となつている。

この医療給付費の増加の要因は、受診率の増加と診療1日当たり金額の増加によるが、その数値の最近6年間における推移は第1-5-17表のとおりである。

第1-5-17表 日雇労働者健康保険医療給付状況

第1-5-17表 日雇労働者健康保険医療給付状況

	被保険者または被扶養者 1,000人当たり診療件数				診療1件当 たり日数				診療1日当 たり金額(円)			
	総数	入院	入院外	歯科	平均	入院 入院外	歯科	平均	入院	入院外	歯科	
被 保 険 者 分												
40年度末	4,908.0	199.9	4,033.2	674.9	5.8	20.9	5.1	4.7	651	1,469	483	539
41	5,153.2	200.4	4,252.8	700.0	5.5	20.7	4.8	4.7	737	1,598	562	579
42	5,404.9	203.1	4,486.5	715.3	5.4	20.7	4.8	4.6	826	1,772	640	670
43	5,679.1	210.5	4,727.4	741.3	5.6	20.6	4.9	4.5	919	1,998	717	788
44	5,866.2	215.1	4,902.4	748.7	5.3	20.5	4.8	4.4	1,031	2,249	825	856
45	7,020.3	267.3	5,877.2	875.7	5.3	20.9	4.8	4.2	1,227	2,665	967	1034
被 扶 養 者 分												
40年度末	3,033.4	76.8	2,487.9	468.6	4.2	15.5	3.9	4.2	243	745	180	175
41	3,271.2	78.8	2,669.1	523.2	4.1	15.3	3.7	4.2	267	798	202	182
42	3,553.8	82.7	2,911.8	559.3	3.9	15.0	3.6	4.1	297	876	228	201
43	3,773.9	82.9	3,096.1	594.9	3.8	14.8	3.5	4.0	333	1,001	259	235
44	3,913.5	85.1	3,202.1	626.3	3.8	14.7	3.5	3.9	351	1,112	286	259
45	4,417.4	110.1	3,608.5	698.8	3.9	16.1	3.5	3.7	429	1,269	332	329

社会保険庁調べ

なお、その他の給付費のなかでは傷病手当金が最も多いが、傷病手当金の1件当たり支給金額、1日当たり支給金額についてみると、第1-5-18表のとおり漸増傾向を示している。

第1-5-18表 日雇労働者健康保険傷病手当金給付状況

第1-5-18表 日雇労働者健康保険傷病手当金給付状況

	1件当 たり支 給金額	指 数	1日当 たり支 給金額	指 数
	円		円	
40年度	5,122	100.0	297	100.0
41	5,353	104.5	305	102.7
42	5,462	106.6	306	103.0
43	5,522	107.8	305	102.7
44	5,550	108.3	305	102.7
45	5,627	109.9	302	101.7

社会保険庁調べ

## ウ 保健施設

被保険者および被扶養者の疾病の早期発見・早期治療を目的として巡回診療車9台が主要都市に配置され活動している。

## エ 保険料

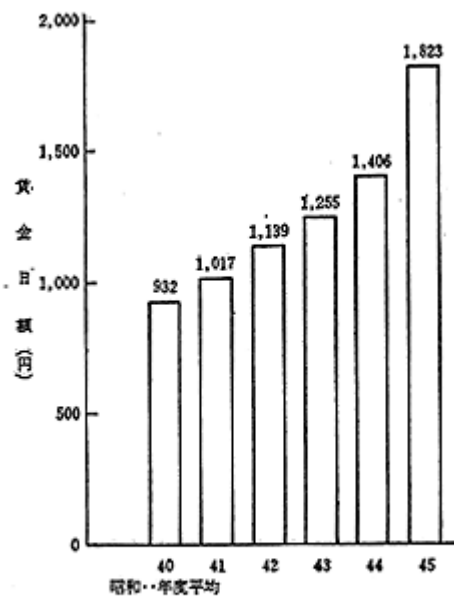
日雇労働者健康保険の保険料額は、2階級の定額制で、被保険者の賃金日額によつて2等級に区分されており、賃金日額が480円以上の場合は第1級として1日につき26円、480円未満の場合は第2級として1日につき20円である。

保険料は事業主と被保険者とが折半負担する。

なお、最近6年間における被保険者の平均賃金日額の推移は第1-5-12図のとおりである。

第1-5-12図 日雇労働者健康保険の平均賃金日額

第1-5-12図 日雇労働者健康保険の平均賃金日額



社会保険庁調べ

注 45年度の平均賃金日額は擬制組合加入者分を除いたものである。

## オ 保険財政

日雇労働者健康保険の財政は、制度発足当初の29,30年度においては、収支の均衡を保つことができたが、その後は収支の均衡を失つており、年々急迫の一途をたどっている。最近6年間における収支の状況は第1-5-

19表のとおりであるが、45年度においては、単年度で220億円の赤字を生じたので同年度末では実に1,169億円の累積赤字を残すに至っている。

第1-5-19表 日雇健康勘定財政状況

第1-5-19表 日雇健康勘定財政状況

(単位: 1,000円)

	40年度	41	42	43	44	45
保険料収入	5,214,026	5,630,045	5,945,685	6,266,407	6,386,804	4,960,909
郵特より受入	4,604,178	4,997,282	5,268,627	5,586,351	5,742,715	4,276,113
保険料収入	609,847	642,763	677,058	680,056	644,089	674,791
一般会計より受入	7,422,481	8,813,528	10,568,587	13,097,360	15,832,450	15,453,565
手数料補てん	242,774	263,003	277,757	294,470	302,722	226,552
保険給付費財源	7,179,707	8,550,525	10,290,830	12,802,890	15,529,668	15,227,013
雑収入	55,625	61,861	78,089	88,886	93,212	116,888
収入計	12,692,131	14,505,434	16,592,361	19,452,653	22,312,465	20,521,352
保険給付費	19,828,773	23,763,058	28,772,667	35,977,621	41,797,012	42,013,304
医療給付費	19,269,540	23,174,900	28,155,666	35,335,512	41,138,070	41,490,495
現金給付費	569,233	588,158	617,001	641,109	658,942	522,809
業務勘定へ繰入	13,553	13,553	13,307	13,445	12,955	12,608
諸支出金	445,517	123,081	98,495	88,520	343,878	478,207
支出計	20,287,843	23,899,692	28,884,469	36,079,589	42,153,846	42,504,119
収支差引過△不足額△	7,595,712△	9,394,258△	12,292,108△	16,626,936△	19,841,380△	21,982,757
累積赤字額△	20,790,109△	31,518,516△	45,884,124△	65,533,028△	89,374,010△	116,510,226

社会保険庁調べ

この額は45年度の保険料収入の約23年分に匹敵するものであり、このまま推移するとすれば制度の存立自体が問題になるほどの深刻な財政危機に直面している。

このような収支の不均衡の要因としては、医療給付費の著しい増加が原因していると同時に、保険料が賃金日額480円を基準とする2階級の定額制であり、その額も昭和36年以降すえ置かれているため、被保険者の賃金の実態が保険料収入に反映されず、そのため保険給付費の伸びに見合う収入の伸びが期待できないという制度上の問題点をあげることができよう。

## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第5章 医療保険

##### 第2節 医療保険の各制度

#### 4 船員保険

##### ア 適用状況

船員保険の適用状況は、45年度末において船舶所有者が1万1,226人、被保険者が26万2,188人である。被保険者数は、年々若干増加しており、被保険者のうち約56%が、汽船および機帆船に乗り絡む船員であり、44%が

漁船船員である。

45年度においては、適用範囲が拡大され、総トン数20トン未満10トン以上の農林大臣許可の漁業(さけ・ます流網漁業、大中型まき網漁業等)、知事許可の漁業(小型さけ・ます流網漁業、中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業)を営む船舶に乗り組む船員が新たに被保険者となった。

##### イ 標準報酬

船員保険も健康保険や厚生年金保険と同様、標準報酬制を採用しているが、標準報酬は、現在1万2,000円から15万円までの34等級となっている。

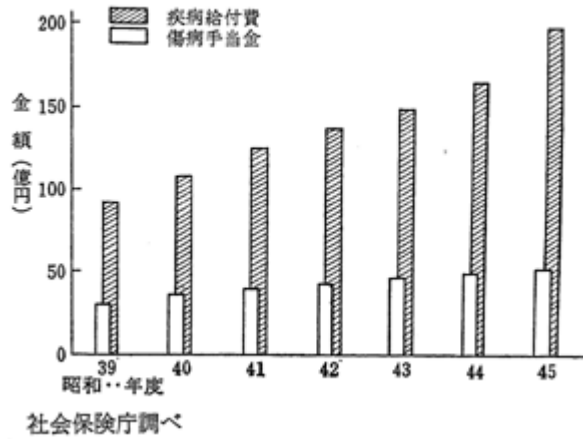
45年度における全被保険者の年間平均の標準報酬月額は、6万3,665円で、これを前年度に比較すると、約18%の上昇である。

##### ウ 疾病給付

疾病給付費は、第1-5-13図に示すとおり年々増加し、45年度においては、196億7,077万円となっている。

#### 第1-5-13図 船員保険疾病給付費および傷病手当金の推移

第1-5-13図 船員保険疾病給付費および傷病手当金の推移



給付費の増加の大きな要因は、医療給付費の増加である。45年度の医療給付費は130億790万円で、被保険者1人当たり4万8,860円となり、前年度の4万1,196円に比べ約19%の増加である。

医療給付費の増加要因は第1-5-20表にみられるように、主として近年における診療1日当たり金額の大幅な増加によるものである。

第1-5-20表 船員保険の医療給付の状況

第1-5-20表 船員保険の医療給付の状況

	被保険者(被扶養者) 1,000人当たり診療件数				診療1件当たり日数			診療1日当たり金額(円)				
	総数	入院	入院外	歯科	平均	入院	入院外	平均	入院	入院外	歯科	
被 保 険 者 分												
39年度	5,508.71	335.04	4,406.28	767.39	5.3	19.9	4.4	4.0	591	1,161	416	466
40	5,500.84	343.70	4,375.93	781.21	5.1	19.9	4.2	3.8	731	1,364	526	535
41	5,695.57	348.81	4,547.21	799.55	5.0	19.9	4.1	3.7	810	1,467	603	574
42	5,548.47	345.32	4,421.46	781.69	5.0	20.0	4.1	3.8	883	1,591	652	635
43	5,184.12	339.14	4,056.58	788.40	5.2	20.2	4.2	3.8	1,001	1,791	719	792
44	5,228.61	335.80	4,103.25	789.56	5.1	20.1	4.2	3.8	1,114	1,960	818	886
45	5,143.65	330.49	4,019.75	793.41	5.0	20.1	4.0	3.6	1,367	2,371	1,001	1,105
被 扶 養 者 分												
39年度	4,337.80	100.20	3,689.43	548.17	3.8	13.1	3.5	3.9	192	633	153	160
40	4,200.57	97.44	3,528.29	574.84	3.7	13.2	3.5	3.9	229	745	185	178
41	4,336.56	98.54	3,623.21	611.81	3.7	13.4	3.4	3.9	248	775	204	187
42	4,549.59	103.81	3,806.72	639.06	3.7	13.6	3.4	3.8	275	843	226	205
43	4,691.03	104.36	3,926.47	660.20	3.7	13.7	3.4	3.8	310	945	256	237
44	4,945.98	111.92	4,130.05	704.01	3.7	14.1	3.4	3.7	344	1,031	281	264
45	5,122.56	117.87	4,278.28	726.41	3.6	14.2	3.3	3.5	408	1,224	325	330

社会保険庁調べ

疾病給付費のうち、医療給付費について多いのは傷病手当金である。45年度における傷病手当金の支給額は57億8,882万円で疾病給付費の29%を占めており、健康保険など他の医療保険と比較するとかなり大きなものである。

エ 失業給付

船員保険は、総合保険であるため、短期給付として疾病給付の外に失業給付もなされているが、失業部門の適用を受けている被保険者は、45年度末において18万1,212人で、全被保険者の中では69%となつている。

45年度においては、給付内容の改善として、失業保険の最高日額が45年8月から1,450円が1,860円に引き上げられた。

失業給付費は45年度は15億4,474万円で前年度に比して、16%増加している。

## オ 福祉施設

船員保険においては、各保険給付のほか、被保険者や被扶養者等の福祉を増進するため、各種の福祉事業が行なわれている。45年度現在、全国の主要港等に病院3、診療所2、保養所58(他にラスパルマスに1)、休療所11、母子寮1が設けられている。このほか、中高年齢者に対する疾病予防検査等の保健事業、せき髄損傷患者に対する介護料の支給、無線医療センターの運営等が行なわれている。

## カ 保険財政

船員保険特別会計の財政収支は、全体でみるかぎり、長期給付(年金)の原資にあてるための積立金として一定の財源を予定しているため、決算上赤字となることはないが、各給付部門別に収支をみると疾病部門においては38年度以降赤字を生じ、41年度末現在で累積赤字は24億4,900万円に達した。

このため、疾病部門における当面の財政収支の均衡をはかるため、臨時応急的な措置として、6億円の国庫補助の導入をはかるとともに、健保特例法により保険料率および一部負担の特例が設けられた。この結果、42年度においてようやく収支の均衡をみるに至り、45年度においては、単年度で19億3,400万円の黒字を生じることとなった。



## 各論

### 第1編 国民の健康の確保と増進はどのように行なわれているか

#### 第5章 医療保険

##### 第2節 医療保険の各制度

#### 5 診療報酬審査支払制度

##### (1) 社会保険診療報酬支払基金

###### 診療報酬の審査支払制度

保険者は、保険医療機関または保険薬局等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、「療養担当規則」に照らして、これを審査し、支払うものとされている。

###### ア 社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金は、保険者が診療担当者に対して支払う診療報酬の迅速適正な支払いと診療担当者が保険者に提出する診療報酬請求書の審査を行なうことを目的として、23年9月に設立された公法人である。基金は、社会保険医療に関する診療報酬の審査および支払いのほか、社会保障としての医療(生活保護、結核予防等)に関する診療報酬の審査および支払いをもその業務として取り扱うことができるものとされており、これらの業務は、各保険者等から委託を受け、契約を締結して行なうこととなつている。

近年における基金の取扱業務の状況は、第1-5-21表のとおりである。

第1-5-21表 社会保険診療報酬支払基金業務状況

	40年度	41	42	43	44	45
取扱件数(百万件)	255	273	288	300	317	327
取扱金額(億円)	5,998	6,886	7,822	9,100	10,497	12,829

厚生省保険局調べ

イ 国民健康保険団体連合会

国民健康保険の診療報酬の審査支払いは、全国46の都道府県ごとに設立されている国民健康保険団体連合会が保険者から委託を受けて行なっている。

連合会に対する診療報酬審査支払いの委託状況は第1-5-22表のとおりであり、未委託保険者は年々減少している。44年度に連合会が行なつた審査の件数(受付件数)は1億7,738万件であり、43年度の1億6,829万件に比べ5.4%の伸びとなつている。

第1-5-22表 国民健康保険診療報酬審査支払委託状況

第1-5-22表 国民健康保険診療報酬審査支払委託状況

	保険者 総数	審 査			支 払		
		受託連 合会数	委託保 険者数	未委託保 険者数	受託連 合会数	委託保 険者数	未委託保 険者数
43年4月1日現在	3,461	46	3,434	34	45	3,300	168
44. 4. 1	3,455	46	3,421	34	45	3,287	168
45. 4. 1	3,449	46	3,416	33	45	3,288	161

厚生省保険局調べ

註 新潟県国民健康保険団体連合会は診療報酬の支払業務を未実施